【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	通信 00-02　Ｒ１
提出年月日	令和４年７月 13 日

設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（通信）

（ＭＯＸ燃料加工施設）

１．概要

- 本資料は、加工施設の技術基準に関する規則「第 25 条 通信連絡設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 06：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

２．本資料の構成

- 「共通 06:本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 07：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較
    事業変更許可　本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙 2:基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開
    基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開
    基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較
    添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
  - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出
    基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙 6：変更前記載事項の既設工認等との紐づけ
    基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。

別紙

通信00-02 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(通信)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	7/13	1	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	7/13	1	
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/8	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/8	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/8	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既設工認等との紐づけ	9/8	0	※本別紙は追而とする。

令和４年７月 13 日　Ｒ１

別紙１

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第二十五条　（通信連絡設備）（1 / 9）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
（通信連絡設備） 第二十五条　工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。①，③	第２章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.8　通信連絡設備 7.8.1　設計基準対象の施設 通信連絡設備に係る共通的な設計方針については，第１章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	ト．その他加工設備の附属施設の構造及び設備 （イ）非常用設備の種類 （8）通信連絡設備	ト．その他の加工設備の附属施設 （イ）非常用設備 （8）通信連絡設備 ① 設計基準対象の施設 b．設計方針	計測制御系統施設 4. 通信連絡設備 4.1 通信連絡設備（発電所内）	
【「等」の解説】 「中央監視室等」の指す内容は，中央監視室，緊急時対策所，現場であり，添付の説明書で示すため当該箇所では「等」を用いた。	通信連絡設備は，警報装置，所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。①-1，②-1	通信連絡設備は，警報装置，所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。①-1，②-1	（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉，MOX 燃料加工施設ともに設計基準事故が発生した際に，必要な連絡発信箇所から人の立ち入る可能性のある場所に対し，必要な連絡ができる設備を設置する設計とする方針は同様であるが，必要な連絡内容が異なるため。 また，MOX 燃料加工施設には保管する通信連絡設備が無いため。 通信回線の多様性については，規則適合を図るため記載する。		②-1（P3 の技術基準規則の②と対応）
【「等」の解説】 「操作，作業又は退避の指示等」の指す内容は操作，作業又は避難の指示，作業完了連絡などであり，添付書類の説明書で示すため，当該箇所では許可の記載を用いた。	7.8.1.1　通信連絡設備（事業所内） MOX 燃料加工施設は，設計基準事故が発生した場合において，中央監視室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置並びに音声又は文書により行うことができる所内通信連絡設備として，ページング装置（警報装置を含む）（再処理施設と共用（以下同じ。）），所内携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），専用回線電話及びファクシミリを設置する設計とする。①-2	設計基準事故が発生した場合において，中央監視室から再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる所内通信連絡設備として，ページング装置（警報装置を含む），所内携帯電話，専用回線電話及びファクシミリを設ける設計とする。①-2	（ａ）設計基準事故が発生した場合において，再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として，警報装置及び所内通信連絡設備を設ける設計とする。① また，所内通信連絡設備として緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を設ける設計とする。①	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に，中央制御室等から人が立ち入る可能性のある原子炉建屋，タービン建屋等の建屋内外各所の人に操作，作業，退避の指示，事故対策のための集合等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる設備及び音声等により行うことができる設備として，警報装置及び通信設備（発電所内）を設置又は保管する設計とする。 また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として，安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）を設置する設計とする。 【②（P2 から）】	①-2（P5 から） ①-3（P5 から）
【許可からの変更点等】 「ブザー鳴動等」について対象を明確にした。					
【許可からの変更点等】 「音声等」について対象を明確にした。					
【許可からの変更点等】 語尾の記載統一のため「設置する設計とする」に修正。（以下，同様）		また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内通信連絡設備として，環境中継サーバを設置する。①-3 【①（P2 から）】	（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉，MOX 燃料加工施設ともに緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータ伝送設備を設置する方針は同様であるが，設備構成が異なるため。		
【「等」の解説】 「事故状態等」の指す内容は事故状態，運転時の状態及び停止時の状態であり，添付の説明書で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。					

【凡例】
下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
黄色ハッチング：発電炉設工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
紫字：ＳＡ設備に関する記載（比較対象外箇所）
：発電炉との差異の理由　　：許可からの変更点等

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第二十五条　（通信連絡設備）（2 / 9）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
	所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。①-4	所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。①-4	（ｂ）所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。◇1	警報装置として，十分な数量の警報装置の機能を有する送受話器（ページング）及び多様性を確保した通信設備（発電所内）として，十分な数量の送受話器（ページング），電力保安通信用電話設備（固定電話機，ＰＨＳ端末及びＦＡＸ）（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），無線連絡設備（固定型），無線連絡設備（携帯型），携行型有線通話装置，衛星電話設備（固定型）（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））及び衛星電話設備（携帯型）（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。	
	（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉，MOX 燃料加工施設ともに警報装置として，十分な数量のページング装置及び多様性を確保した所内通信連絡設備として，十分な数量の設備を設置する設計とする方針は同様であるが，MOX 燃料加工施設にて必要となる所内通信連絡設備と発電炉にて必要となる所内通信連絡設備が異なるため。 数量については，事業変更許可申請書本文で一式として示しているため添付書類に記載する。				
【許可からの変更点等】 事業変更許可申請書に記載した無停電電源について，設工認における電気設備での正式名称である無停電電源装置と記載。	（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉，MOX 燃料加工施設ともに所内通信連絡設備への電源要求（外部電源を期待できない場合）の方針は同様であるが，設備構成が異なるため。	また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内通信連絡設備として，環境中継サーバを設置する。①-3 【①（P1 へ）】	所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した構成の回線に接続する設計とする。◇1	また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所内）として，安全パラメータ表示システム（ＳＰＤＳ）を設置する設計とする。 【②（P1 へ）】	
【許可からの変更点等】 再処理施設が主管している設備を共用するため，「及び廃棄物管理施設」の記載を削除し，再処理施設との共用について一文にまとめて記載する。	警報装置及び所内通信連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。③-1	警報装置及び所内通信連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。③-1	警報装置及び所内通信連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇1	警報装置，通信設備（発電所内）及びデータ伝送設備（発電所内）については，非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	
	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバは，再処理施設と共用する。⑤-1，2	再処理施設の所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は，再処理施設と共用する。⑤-1 所内通信連絡設備の環境中継サーバは，再処理施設と共用する。⑤-2 【③（P4 から）】	ページング装置及び所内携帯電話は，再処理施設及び廃棄物管理施設と共用し，環境中継サーバは，再処理施設と共用する。◇1 【⑤（P6 から）】	通信連絡設備のうち衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（携帯型），電力保安通信用電話設備（固定電話機，ＰＨＳ端末及びＦＡＸ），テレビ会議システム（社内），統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，ＩＰ電話及びＩＰ－ＦＡＸ），加入電話設備（加入電話及び加入ＦＡＸ）及び専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体向）は，東海発電所と共用とするが，東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで，安全性を損なわない設計とする。 【⑦（P4 から）】	⑤-1，2（P4 から）
（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉，MOX 燃料加工施設ともに共用しても安全性を損なわない方針は同様であるが，MOX 燃料加工施設にて共用する通信連絡設備と発電炉にて共用する通信連絡設備が異なるため。	共用する所内通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑤-3，5	再処理施設と共用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は，共用によってＭＯＸ燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑤-3 【④（P4 から）】	（ｆ）通信連絡設備のうち再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってＭＯＸ燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑤-5 【⑥（P4 から）】		⑤-3，5（P4 から）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第二十五条　（通信連絡設備）（3 / 9）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
２　工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。②，③，④ 【「等」の解説】 「国，地方公共団体，その他関係機関等」の指す内容は，警察署や消防署などであり，連絡箇所を整理し保安規定で示すため当該箇所では許可の記載を用いた。 【許可からの変更点等】 「音声等」について対象を明確にした。 【許可からの変更点等】 統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸは所外通信連絡設備であることを示すため追記。 【「等」の解説 】 「輻輳等」の指す内容は回線輻輳，機器単一故障などであり，添付書類の説明書で示すため，当該箇所では許可の記載を用いた。	7.8.2.2　通信連絡設備（事業所外） MOX 燃料加工施設は，設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声又は文書により行うことができる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話(再処理施設と共用(以下同じ。))，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ(再処理施設と共用(以下同じ。))，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話(再処理施設と共用(以下同じ。))，一般携帯電話(再処理施設と共用(以下同じ。))，衛星携帯電話(再処理施設と共用(以下同じ。))及びファクシミリ(再処理施設と共用(以下同じ。))を設置する設計とする。②-2 また，再処理事業所内から事業所外の必要箇所へ必要なデータを伝送できる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸを兼用する設計とする。②-3 所外通信連絡設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。②-4，④ （双方の記載） ＜不一致の理由＞ 設計基準事故が発生した場合において，必要箇所へ事故の発生等に係る連絡及び必要なデータを伝送できる設計とする方針は双方とも同様であるが，MOX 燃料加工施設と発電炉で必要となる連絡先及び所外通信連絡設備が異なるため。 また，MOX 燃料加工施設には保管する通信連絡設備が無いため。 数量については，事業変更許可申請書本文で一式として示しているため添付書類に記載する。	設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを設ける設計とする。②-2 また，再処理事業所内から事業所外の必要箇所と必要なデータ伝送を行うために，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸを兼用して用いる。②-3 所外通信連絡設備については，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。②-4，④	（ｃ）設計基準事故が発生した場合において，中央監視室及び緊急時対策所から再処理事業所外の必要箇所に，事故に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備及びデータを伝送できる設備として，所外通信連絡設備を設ける設計とする。① ⅱ．所外通信連絡設備 設計基準事故が発生した場合において，再処理事業所外の国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ―ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを設置する。① なお，統合原子力防災ネットワークＩＰ―ＦＡＸは必要なデータを伝送できる設備と兼用する設計とする。① 【⑧（P7 から）】 （ｄ）所外通信連絡設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続することで，輻輳等による制限を受けることのない設計とする。① （双方の記載） ＜不一致の理由＞ 通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続する設計とする方針は同様であるが，MOX 燃料加工施設と発電炉で必要となる所外通信連絡設備が異なるため。	4.2 通信連絡設備（発電所外） 設計基準事故が発生した場合において，発電所外の本店（東京），国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる通信設備（発電所外）として，十分な数量の電力保安通信用電話設備（固定電話機，ＰＨＳ端末及びＦＡＸ），テレビ会議システム（社内）（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），加入電話設備（加入電話及び加入ＦＡＸ）（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向））（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。）），衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（携帯型）及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，ＩＰ電話及びＩＰ－ＦＡＸ）（東海，東海第二発電所共用（以下同じ。））を設置又は保管する設計とする。 また，発電所内から発電所外の緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送できるデータ伝送設備（発電所外）として，データ伝送設備を設置する設計とする。 通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については，有線系，無線系又は衛星系回線による通信方式の多様性を備えた構成の通信回線に接続する。電力保安通信用電話設備（固定電話機，ＰＨＳ端末及びＦＡＸ），テレビ会議システム（社内），専用電話設備（専用電話（ホットライン）（地方公共団体向）），統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，ＩＰ電話及びＩＰ－ＦＡＸ）及びデータ伝送設備は，専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用できる設計とする。また，これらの専用通信回線の容量は通話及びデータ伝送に必要な容量に対し十分な余裕を確保した設計とする。	②-2（P5 から） （双方の記載） ＜不一致の理由＞ MOX 燃料加工施設においては，緊急時対策支援システム（ERSS）へのデータ伝送の要求がなく，必要なデータの伝送先及び伝送する設備が異なるため。 ②-4，④（P5 から）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第二十五条　（通信連絡設備）（4 / 9）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
【許可からの変更点等】 事業変更許可申請書に記載した無停電電源について，設工認における電気設備での正式名称である無停電電源装置と記載。	所外通信連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。③-2	所外通信連絡設備については，非常用所内電源設備，無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。③-2	（ｅ）外部電源により動作する通信連絡設備については，非常用所内電源設備，無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇1	通信設備（発電所外）及びデータ伝送設備（発電所外）については，非常用所内電源又は無停電電源（蓄電池を含む。）に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	③-2（P5 から）
	（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉，MOX 燃料加工施設ともに所外通信連絡設備への電源要求（外部電源を期待できない場合）の方針は同様であるが，設備構成が異なるため。		（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 加工施設におけるＥＲＳＳへのデータ伝送の要求がないことから「データ伝送設備」について記載しない。	原子炉冷却系統に係る発電用原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が発生した場合において，データ伝送設備は，基準地震動Ｓｓによる地震力に対し，地震時及び地震後においても，緊急時対策支援システム（ＥＲＳＳ）へ必要なデータを伝送する機能を保持するため，固縛又は固定による転倒防止措置等を実施するとともに，信号ケーブル及び電源ケーブルは，耐震性を有する電線管等の電路に敷設する設計とする。	
		再処理施設の所内通信連絡設備のページング装置及び所内携帯電話は，再処理施設と共用する。⑤-1 所内通信連絡設備の環境中継サーバは，再処理施設と共用する。⑤-2 【③（P2 へ）】		*（重大事故等対処施設の記載については，第 39 条にて展開するため，省略する）*	⑤-1,2（P2 へ）
【許可からの変更点等】 再処理施設が主管している設備を共用するため，「及び廃棄物管理施設」の記載を削除する。	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理施設と共用する。⑤-4	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理施設と共用する。⑤-4		通信連絡設備のうち衛星電話設備（固定型），衛星電話設備（携帯型），電力保安通信用電話設備（固定電話機，ＰＨＳ端末及びＦＡＸ），テレビ会議システム（社内），統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（テレビ会議システム，ＩＰ電話及びＩＰ－ＦＡＸ），加入電話設備（加入電話及び加入ＦＡＸ）及び専用電話設備（ホットライン）（地方公共団体向）は，東海発電所と共用とするが，東海第二発電所及び東海発電所に係る通信・通話に必要な仕様を満足する設計とすることで，安全性を損なわない設計とする。 【⑦（P2 へ）】	⑤-3,5（P2 へ）
	共用する所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計とする【⑤-5】ことで，共用によって MOX 燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑤-3	再処理施設と共用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は，共用によってＭＯＸ燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑤-3 【④（P2 へ）】	（ｆ）通信連絡設備のうち再処理施設及び廃棄物管理施設と共用する所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってＭＯＸ燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。⑤-5 【⑥（P2 へ）】		
	（双方の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉，MOX 燃料加工施設ともに共用しても安全性を損なわない方針は同様であるが， MOX 燃料加工施設にて共用する通信連絡設備と発電炉にて共用する通信連絡設備が異なるため。				
	（重大事故等対処施設の記載については，第 39 条にて展開するため，省略する）		（ｇ）所外通信連絡設備は，ＭＯＸ燃料加工施設の中央監視室以外の緊急時対策所に設け，それぞれの対策活動ができる設計とする。◇2		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第二十五条　（通信連絡設備）（5 / 9）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
		ロ．加工施設の一般構造 （ト）その他の主要な構造 （１）安全機能を有する施設 ⑬通信連絡設備 ＭＯＸ燃料加工施設には，設計基準事故が発生した場合において，中央監視室から再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる所内通信連絡設備として，ページング装置（警報装置含む），所内携帯電話，専用回線電話及びファクシミリを設ける設計とする。①-2 所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。①-4 また，所内通信連絡設備として緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を設ける設計とする。①-3 ＭＯＸ燃料加工施設には，設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備及び必要なデータを伝送できる設備として，所外通信連絡設備を設ける設計とする。②-2 所外通信連絡設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。②-4，④ これらの通信連絡設備については，非常用所内電源設備，無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。③-2			①-2（P1 へ） ①-4（P2 へ） ①-3（P1 へ） ②-2（P3 へ） ②-4，④（P3 へ） ③-2（P4 へ）

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第二十五条　（通信連絡設備）（6 / 9）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			ト．その他の加工設備の附属施設 (イ)非常用設備 （８）通信連絡設備 ① 設計基準対象の施設 ｃ．主要設備の仕様 通信連絡設備の仕様を添５第 55 表及び添５第 56 表（１）～（５）に示す。◇2 （ａ）主要設備 ｉ．警報装置及び所内通信連絡設備 設計基準事故が発生した場合において，再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として，ページング装置，所内携帯電話，専用回線電話及びファクシミリを設置する。◇1 また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備として，環境中継サーバを設ける設計とする。◇1 所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した構成の回線に接続する設計とする。◇1 警報装置及び所内通信連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇1 ページング装置及び所内携帯電話は，再処理施設及び廃棄物管理施設と共用し，環境中継サーバは，再処理施設と共用する。◇1 【⑤（P2 へ）】		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第二十五条　（通信連絡設備）（7 / 9）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			ⅱ．所外通信連絡設備 設計基準事故が発生した場合において，再処理事業所外の国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を音声等により行うことができる設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ―ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリを設置する。① なお，統合原子力防災ネットワークＩＰ―ＦＡＸは必要なデータを伝送できる設備と兼用する設計とする。① 【⑧（P3 へ）】 所外通信連絡設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。① また，所外通信連絡設備は，無停電交流電源に接続し，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。① 所外通信連絡設備については，定期的に点検を行うことにより，専用通信回線の状態を監視し，常時使用できることを確認する。② 統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理施設と共用する。①		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第二十五条　（通信連絡設備）（8 / 9）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			イ．安全設計 （ホ）ＭＯＸ燃料加工施設に関する「加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」への適合性 （１）安全機能を有する施設 ⑳ 通信連絡設備 （通信連絡設備） 二十一条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。 適合のための設計方針 ＭＯＸ燃料加工施設には，設計基準事故が発生した場合において，再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声等により行うことができる設備として，警報装置及び有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した所内通信連絡設備を設ける設計とする。◇1 また，所内通信連絡設備として緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる設備を設ける設計とする。◇1 連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。◇1 ＭＯＸ燃料加工施設には，設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る通信連絡を音声等により行うことができる設備及び必要なデータを伝送できる設備として，所外通信連絡設備を設ける設計とする。◇1 所外通信連絡設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較　第二十五条　（通信連絡設備）（9 / 9）

技術基準規則	設工認申請書　基本設計方針	事業変更許可申請書　本文	事業変更許可申請書　添付書類五	発電炉設工認　基本設計方針	備考
			し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。① 　所外通信連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電交流電源に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。① ト．その他の加工設備の附属施設 (イ)非常用設備 （８）通信連絡設備 ① 設計基準対象の施設 ａ．通信連絡設備の概要 　設計基準事故が発生した場合において，再処理事業所内の各所の者に必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡ができるよう，警報装置及び通信方式の多様性を確保した通信連絡設備を設置する。① 　また，再処理事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう，通信方式の多様性を確保した専用通信回線に接続する。① 　通信連絡設備の一部は，再処理施設と共用する。① 　また，通信連絡設備を設置する緊急時対策所は，再処理施設と共用する。②		

設工認申請書　各条文の設計の考え方

第二十五条（通信連絡設備）

１．技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方

No.	基本設計方針に記載する事項	適合性の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	通信連絡設備（事業所内）に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	１項	－	a
②	通信連絡設備（事業所外）に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	２項	－	a
③	通信連絡設備の電源に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	１項 ２項	－	a
④	通信連絡設備（事業所外）の専用通信回線に関する設計方針	技術基準の要求を受けている内容	２項	－	a
⑤	共用に関する記載 （安全機能を有する施設）	第 14 条「安全機能を有する施設」の共用に係る要求を受けている内容	－ （14 条 4 項）	－	b

２．事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
－	－	－	－

３．事業変更許可申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	重複記載	事業変更許可申請書本文（設計方針）と内容が重複するため，記載しない。	－
②	添付書類記載事項	設工認申請書　添付書類に記載する事項のため，記載しない。	a

４．添付書類等

No.	書類名
a	Ⅴ－１－１－９　通信連絡設備に関する説明書
b	Ⅴ－１－１－４　安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書

令和４年７月 13 日　Ｒ１

別紙２

基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第１回申請				
							説明対象	申請対象設備 （25項変更(1)）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.8　通信連絡設備 7.8.1　設計基準対象の施設 通信連絡設備に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	通信連絡設備は，警報装置，所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	添付Ⅴ－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3. 施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備 (1)　ページング装置 (2)　所内携帯電話 (3)　専用回線電話 (4)　ファクシミリ (5)　環境中継サーバ	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・警報設備及び所内通信連絡設備の詳細設計方針を説明する。 →警報設備及び所内通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所について説明する。 →所内通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 →警報設備及び所内通信連絡設備の電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備】 ・警報設備及び所内通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－
3	7.8.1.1　通信連絡設備（事業所内） 設計基準事故が発生した場合において，中央監視室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置及び音声又は文書により行うことができる所内通信連絡設備として，ページング装置（警報装置を含む）（再処理施設と共用（以下同じ。）），所内携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），専用回線電話及びファクシミリを設置する設計とする。 また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内通信連絡設備として，環境中継サーバ（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針			－	－	－	－	－
4	所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。	設置要求	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	設計方針（警報装置，所内通信連絡設備）			－	－	－	－	－
5	警報装置及び所内通信連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針 設計方針（警報装置，所内通信連絡設備）			－	－	－	－	－
6	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバは，再処理施設と共用する。 共用する所内通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・環境中継サーバ	設計方針（共用）	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他加工施設の附属施設 6.7.8 通信連絡設備	【6. 系統施設毎の設計上の考慮　6.7 その他加工施設の附属施設 6.7.8 通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－
7	7.8.1.2　通信連絡設備（事業所外） 設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声又は文書により行うことができる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ（再処理施設と共用（以下同じ。）），統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），一般携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），衛星携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。））及びファクシミリ（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）	添付Ⅴ－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.1　所外通信連絡設備 (1)　一般加入電話 (2)　一般携帯電話 (3)　衛星携帯電話 (4)　ファクシミリ (5)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (6)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (7)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 →所外通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所について説明する。 →所外通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 →所外通信連絡設備の電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.2.1　所外通信連絡設備】 ・所外通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－
8	また，再処理事業所内から事業所外の必要箇所へ必要なデータを伝送できる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸを兼用する設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－
9	所外通信連絡設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－
10	所外通信連絡設備については，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－
11	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理施設と共用する。 共用する所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（共用）	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他加工施設の附属施設 6.7.8 通信連絡設備	【6. 系統施設毎の設計上の考慮　6.7 その他加工施設の附属施設 6.7.8 通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第２回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更②)	申請対象設備 (1項新規①)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.8　通信連絡設備 7.8.1　設計基準対象の施設 通信連絡設備に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	通信連絡設備は，警報装置，所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	添付Ⅴ－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3. 施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備 (1)　ページング装置 (2)　所内携帯電話 (3)　専用回線電話 (4)　ファクシミリ (5)　環境中継サーバ	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・警報設備及び所内通信連絡設備の詳細設計方針を説明する。 →警報設備及び所内通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所について説明する。 →所内通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 →警報設備及び所内通信連絡設備の電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－
3	7.8.1.1　通信連絡設備（事業所内） 設計基準事故が発生した場合において，中央監視室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置及び音声又は文書により行うことができる所内通信連絡設備として，ページング装置（警報装置を含む）（再処理施設と共用（以下同じ。）），所内携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），専用回線電話及びファクシミリを設置する設計とする。 また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内通信連絡設備として，環境中継サーバ（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針		【3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備】 ・警報設備及び所内通信連絡設備の詳細設計方針を説明する。 ・設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－
4	所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。	設置要求	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	設計方針（警報装置，所内通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－
5	警報装置及び所内通信連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針 設計方針（警報装置，所内通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－
6	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバは，再処理施設と共用する。 共用する所内通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・環境中継サーバ	設計方針（共用）	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他加工施設の附属施設 6.7.8 通信連絡設備	【6. 系統施設毎の設計上の考慮　6.7 その他加工施設の附属施設 6.7.8 通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－
7	7.8.1.2　通信連絡設備（事業所外） 設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声又は文書により行うことができる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ（再処理施設と共用（以下同じ。）），統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），一般携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），衛星携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。））及びファクシミリ（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）	添付Ⅴ－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.1　所外通信連絡設備 (1)　一般加入電話 (2)　一般携帯電話 (3)　衛星携帯電話 (4)　ファクシミリ (5)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (6)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (7)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 →所外通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所について説明する。 →所外通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 →所外通信連絡設備の電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.2.1　所外通信連絡設備】 ・所外通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－
8	また，再処理事業所内から事業所外の必要箇所へ必要なデータを伝送できる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸを兼用する設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－
9	所外通信連絡設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－
10	所外通信連絡設備については，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－
11	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理施設と共用する。 共用する所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（共用）	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7 その他加工施設の附属施設 6.7.8 通信連絡設備	【6. 系統施設毎の設計上の考慮　6.7 その他加工施設の附属施設 6.7.8 通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第３回申請					
							説明対象	申請対象設備 (2項変更③)	申請対象設備 (1項新規②)	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.8　通信連絡設備 7.8.1　設計基準対象の施設 通信連絡設備に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「5. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
2	通信連絡設備は，警報装置，所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	添付Ⅴ－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3.施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備 (1)　ページング装置 (2)　所内携帯電話 (3)　専用回線電話 (4)　ファクシミリ (5)　環境中継サーバ	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・警報設備及び所内通信連絡設備の詳細設計方針を説明する。 →警報設備及び所内通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所について説明する。 →所内通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 →警報設備及び所内通信連絡設備の電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－
3	7.8.1.1　通信連絡設備（事業所内） 設計基準事故が発生した場合において，中央監視室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置及び音声又は文書により行うことができる所内通信連絡設備として，ページング装置（警報装置を含む）（再処理施設と共用（以下同じ。）），所内携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），専用回線電話及びファクシミリを設置する設計とする。 また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内通信連絡設備として，環境中継サーバ（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針			－	－	－	－	－	－
4	所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。	設置要求	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	設計方針（警報装置，所内通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－
5	警報装置及び所内通信連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針 設計方針（警報装置，所内通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－
6	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバは，再処理施設と共用する。 共用する所内通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・環境中継サーバ	設計方針（共用）	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備	【6.系統施設毎の設計上の考慮　6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－
7	7.8.1.2　通信連絡設備（事業所外） 設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声又は文書により行うことができる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ（再処理施設と共用（以下同じ。）），統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），一般携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），衛星携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。））及びファクシミリ（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）	添付Ⅴ－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2.基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3.施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.1　所外通信連絡設備 (1)　一般加入電話 (2)　一般携帯電話 (3)　衛星携帯電話 (4)　ファクシミリ (5)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (6)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (7)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 →所外通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所について説明する。 →所外通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 →所外通信連絡設備の電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.2.1　所外通信連絡設備】 ・所外通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	－	－	－	－	－	－
8	また，再処理事業所内から事業所外の必要箇所へ必要なデータを伝送できる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸを兼用する設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－
9	所外通信連絡設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－
10	所外通信連絡設備については，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			－	－	－	－	－	－
11	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理施設と共用する。 共用する所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（共用）	Ⅴ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6.系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備	【6.系統施設毎の設計上の考慮　6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	－	－	－	－	－	－

項目番号	基本設計方針	要求種別	主な設備	展開事項	添付書類　構成	添付書類　説明内容	第４回申請					
							説明対象	申請対象設備（2項変更(4)）	申請対象設備（1項新規③）	仕様表	添付書類	添付書類における記載
1	第２章　個別項目 7.　その他の加工施設 7.8　通信連絡設備 7.8.1　設計基準対象の施設 通信連絡設備に係る共通的な設計方針については，第1章　共通項目の「3. 自然現象等」，「5. 火災等による損傷の防止」，「6. 加工施設内における溢水による損傷の防止」，「8. 設備に対する要求」に基づくものとする。	冒頭宣言	－	－	－	－	○	－	－	－	－	第14条にて整理する。
2	通信連絡設備は，警報装置，所内通信連絡設備及び所外通信連絡設備から構成する。	冒頭宣言	基本方針	基本方針	添付Ｖ－１－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3. 施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備 (1)　ページング装置 (2)　所内携帯電話 (3)　専用回線電話 (4)　ファクシミリ (5)　環境中継サーバ	【2.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.1　通信連絡設備（事業所内）】 ・警報設備及び所内通信連絡設備の詳細設計方針を説明する。 →警報設備及び所内通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所について説明する。 →所内通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 →警報設備及び所内通信連絡設備の電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備】 ・警報設備及び所内通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	○	－	基本方針	－	添付Ｖ－１－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.1　通信連絡設備（事業所内） 3. 施設の詳細設計方針 3.1　通信連絡設備（事業所内） 3.1.1　警報装置，所内通信連絡設備 (1)　ページング装置 (2)　所内携帯電話 (3)　専用回線電話 (4)　ファクシミリ (5)　環境中継サーバ	【通信連絡設備（事業所内）の基本方針】 ・技術基準規則に対する設計方針を説明する。 【通信連絡設備の詳細設計方針】 ○警報設備及び所内通信連絡設備 ・警報設備及び所内通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・所内通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・所内通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【各設備毎の詳細設計方針】 ・設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 ・通信方式（通信回線）について説明する。 ・電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等）
3	7.8.1.1　通信連絡設備（事業所内） 設計基準事故が発生した場合において，中央監視室等から再処理事業所内の各所の者への必要な操作，作業又は退避の指示等の連絡をブザー鳴動及び自動音声により行うことができる装置及び音声又は文書により行うことができる所内通信連絡設備として，ページング装置（警報装置を含む）（再処理施設と共用（以下同じ。））），所内携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），専用回線電話及びファクシミリを設置する設計とする。 また，緊急時対策所へ事故状態等の把握に必要なデータを伝送できる所内通信連絡設備として，環境中継サーバ（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針			○	－	警報装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	－		
4	所内通信連絡設備は，有線回線又は無線回線による通信方式の多様性を確保した設計とする。	設置要求	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	設計方針（警報装置，所内通信連絡設備）			○	－	警報装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	－		
5	警報装置及び所内通信連絡設備は，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも，動作可能な設計とする。	機能要求①	警報装置 ・ページング装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	基本方針 設計方針（警報装置，所内通信連絡設備）			○	－	警報装置 所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・専用回線電話 ・ファクシミリ ・環境中継サーバ	－		
6	所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバは，再処理施設と共用する。 共用する所内通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・環境中継サーバ	設計方針（共用）	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備	【6. 系統施設毎の設計上の考慮　6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	○	－	所内通信連絡設備 ・ページング装置 ・所内携帯電話 ・環境中継サーバ	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備	【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。
7	7.8.1.2　通信連絡設備（事業所外） 設計基準事故が発生した場合において，国，地方公共団体，その他関係機関等の必要箇所へ事故に係る通信連絡を音声又は文書により行うことができる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ（再処理施設と共用（以下同じ。）），統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），一般携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。）），衛星携帯電話（再処理施設と共用（以下同じ。））及びファクシミリ（再処理施設と共用（以下同じ。））を設置する設計とする。	設置要求	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）	添付Ｖ－１－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.1　所外通信連絡設備 (1)　一般加入電話 (2)　一般携帯電話 (3)　衛星携帯電話 (4)　ファクシミリ (5)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (6)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (7)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	【2.2　通信連絡設備（事業所外）】 ・技術基準規則に対する適合性を説明する。 【3.2　通信連絡設備（事業所外）】 →所外通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所について説明する。 →所外通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 →所外通信連絡設備の電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。 【3.2.1　所外通信連絡設備】 ・所外通信連絡設備の各設備毎の詳細設計方針を説明する。 →設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 →通信方式（通信回線）について説明する。 →電源（電源系統，蓄電池の容量等）に関して説明する。	○	－	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－	添付Ｖ－１－１－９　通信連絡設備に関する説明書 2. 基本方針 2.2　通信連絡設備（事業所外） 3. 施設の詳細設計方針 3.2　通信連絡設備（事業所外） 3.2.1　所外通信連絡設備 (1)　一般加入電話 (2)　一般携帯電話 (3)　衛星携帯電話 (4)　ファクシミリ (5)　統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 (6)　統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ (7)　統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	【通信連絡設備（事業所外）の基本方針】 ・技術基準規則に対する設計方針を説明する。 【通信連絡設備の基本設計方針】 ○所外通信連絡設備 ・所外通信連絡設備の構成，通信系統，台数，設置場所等に関して説明する。 ・所外通信連絡設備の多様性（通信回線）について説明する。 ・所外通信連絡設備の電源供給に関して説明する。（電源系統，蓄電池の容量等） 【各設備毎の詳細設計方針】 ・設備の構成，通信系統，台数，設置場所に関して説明する。 ・通信方式（通信回線）について説明する。 ・電源供給に関して説明する。 （電源系統，蓄電池の容量等）
8	また，再処理事業所内から事業所外の必要箇所へ必要なデータを伝送できる所外通信連絡設備として，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸを兼用する設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			○	－	所外通信連絡設備 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ	－		
9	所外通信連絡設備は，有線回線，無線回線又は衛星回線による通信方式の多様性を確保した構成の専用通信回線に接続し，輻輳等による制限を受けることなく常時使用可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			○	－	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－		
10	所外通信連絡設備については，非常用所内電源設備，無停電電源装置に接続又は蓄電池を内蔵することにより，外部電源が期待できない場合でも動作可能な設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	基本方針 設計方針（所外通信連絡設備）			○	－	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－		
11	所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，再処理施設と共用する。 共用する所外通信連絡設備は，同一の端末を使用する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	機能要求①	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	設計方針（共用）	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備	【6. 系統施設毎の設計上の考慮　6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。	○	－	所外通信連絡設備 ・一般加入電話 ・一般携帯電話 ・衛星携帯電話 ・ファクシミリ ・統合原子力防災ネットワークＩＰ電話 ・統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ ・統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム	－	Ｖ－１－１－４ 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書 6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備	【6. 系統施設毎の設計上の考慮 6.7その他加工施設の附属施設 6.7.8通信連絡設備】 ○悪影響防止 ○共用 ・通信連絡設備のうち再処理施設と共用する所内通信連絡設備のページング装置，所内携帯電話及び環境中継サーバ並びに所外通信連絡設備の統合原子力防災ネットワークＩＰ電話，統合原子力防災ネットワークＩＰ－ＦＡＸ，統合原子力防災ネットワークＴＶ会議システム，一般加入電話，一般携帯電話，衛星携帯電話及びファクシミリは，同一の端末を使用する設計又は十分な容量を確保する設計とすることで，共用によってMOX燃料加工施設の安全性を損なわない設計とする。

凡例
・「説明対象」について
○：当該申請回次で新規に記載する項目又は当該申請回次で記載を追記する項目
△：当該申請回次以前から記載しており，記載内容に変更がない項目
－：当該申請回次で記載しない項目

令和３年９月８日　Ｒ０

別紙３

基本設計方針の添付書類への展開

注：本別紙は追而とする。

令和３年９月８日　Ｒ０

別紙４

添付書類の発電炉との比較

注：本別紙は追而とする。

令和３年９月８日　Ｒ０

別紙５

補足説明すべき項目の抽出

注：本別紙は追而とする。

令和３年９月８日　Ｒ０

別紙６

変更前記載事項の
既設工認等との紐づけ

注：本別紙は追而とする。